

2020年6月8日
日鉄パイプライン&エンジニアリング株式会社

新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言への対応について（その7）

当社は、新型コロナウイルス感染症への対応について、政府指針や自治体要請などにに基づき策定した「罹患防止ガイドライン」を遵守しながら、段階を踏んで業務継続・再開に向けた体制を整えて参ります。

1. 本社、北海道営業所、有明・蕨・神奈川・千葉・松伏・北九州の各工事事務所及び工場

6月18日（木）まで、在宅勤務を積極活用し、出社する社員を全体の2～3割程度に抑制することを継続します。出社する社員は、感染予防対策（混雑時間帯の出退勤を避ける、執務場所等における十分な3密回避対策を講じる等）を徹底し、必要な業務を遂行します。直接面談（出張、会議、打合せ）は、原則として禁止（延期または中止）とし、代替策として電話、メール、Web会議等を最大限活用して対応いたします。

2. 上記以外の事業拠点

6月8日（月）より、出社する社員を全体の5割程度に抑制した業務運営体制とします。直接面談（会議、打合せ）も可としますが、面談の際は参加人数を厳選した上で、感染予防対策を徹底いたします。なお、出張・外出については、各自治体からの要請を遵守の上、対応いたします。

*今後の状況に応じて、事業拠点ごとに在宅勤務の実施体制・期間などは随時見直します。

施工現場は、感染対策を実施した上で、特別な事情がない限り、従来通り継続いたします。

当社は、引き続き、社内外への感染被害抑止と社員等の安全確保を最優先に、状況の変化に応じて、今後も必要な対策を講じて参ります。

関係先の皆様におかれましては、何卒ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

（お問い合わせ先）

総務部総務室 03-6865-6300

以上